

第2回市中協議「全銀協 TIBOR の更なる改革について」で寄せられた
主な意見の概要等について

- 平成 27 年 8 月 28 日公表の第 2 回市中協議文書「全銀協 TIBOR の更なる改革について」（平成 27 年 11 月 20 日意見受付期限）に対して寄せられた主な意見の概要と当運営機関の考え方は下表のとおりです。
- 意見受付期限までに、合計 23 社・団体（事業法人 16 社、事業法人以外 7 社・団体）からコメントをいただきました。ご協力をいただいた皆様方には厚くお礼申しあげます。

第2回市中協議 意見照会事項	寄せられた主なご意見の概要	当運営機関の考え方
<p>(1) 「TIBOR 改革の基本的なコンセプト」について</p> <p>・ 現行 TIBOR の改革を通じた TIBOR+ の実現に当たり、現行 TIBOR の定義との同一性を尊重することでシームレスな実現を目指すという基本的なコンセプトについて、ご意見を伺ったもの。</p>	<p>○ 現行 TIBOR のコンセプトの維持、定義の連続性の確保、呈示レート算出プロセスを統一・明確化するウォーター・フォール構造の採用について賛成するご意見が多く寄せられました。</p> <p>また、NCD 取引（銀行間以外）や大口定期預金取引の参照については、個別のリレーションによる影響が入り込む可能性があるため、第 1 層、第 2 層での採用は抵抗があるものの、第 3 層で勘案するという市中協議の提案であれば理解できるというご意見が寄せられました。</p>	<p>➤ ご意見等を踏まえ、現行 TIBOR の改革を通じた TIBOR+ の実現に当たっては、現行 TIBOR の定義との同一性を尊重することによりシームレスな改革を実現して参ります。</p> <p>➤ シームレスな改革の実現により、現行 TIBOR と TIBOR+ の間で同一性（Identity）の維持も図られ、新たに現行 TIBOR とは異なる別の指標を設けて一定期間の平行・ランを実施する必要もなくなることから、現行 TIBOR の利用者の方々への影響も抑制されると考えております。（具体的な影響としては、現行 TIBOR を参照している既存契約を TIBOR+ を参照した新契約に移行させることに伴う実務的な負担等が考えられます。）</p>

第2回市中協議 意見照会事項	寄せられた主なご意見の概要	当運営機関の考え方
<p>(2)「ウォーター・フォール構造(案)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リファレンス・バンクが呈示レートを算出する際に使用するウォーター・フォール構造案に関して、以下の3点について、ご意見を伺ったもの。 <p>①「Quotes と関連市場の優先順位」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ よりホールセール市場における実取引を反映した指標とするためのFSB報告書が示している事業法人との大口定期預金取引の取引データ等とQuotesの参照の優先順位について <p>②「実取引データの過去5営業日程度の遡及利用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第1層で当日の実取引がない場合、一定日数(過去5営業日程度)遡って実取引を収集し、使用することについて 	<p>○事業法人との間のNCD取引や大口定期取引等のホールセール市場における実取引よりも現行TIBORの定義の連続性等に鑑み、Quotesを優先する提案に賛成するご意見が多く寄せられました。</p> <p>○第1層において当日の実取引データが存在しない場合、過去5営業日程度遡及して実取引データを収集する提案に対しては、賛成するご意見が多く寄せられました。一方、過去5営業日という日数は実務慣行に照らして若干長い印象を受けるとするご意見や、最新の市場実勢が反映できなくなるというご意見も一部寄せられました。</p>	<p>▶ 第2回市中協議における「ウォーター・フォール構造(案)」について、賛成するご意見が多く寄せられたことを踏まえ、「ウォーター・フォール構造(案)」の内容を具体的に全銀協TIBORの算出方法に組み入れた詳細設計を検討して参ります。</p> <p>▶ ご意見等を踏まえ、第2回市中協議文書で提案したとおり、Quotesをホールセール市場における実取引よりも優先的に参照する設計といたします。</p> <p>▶ ご意見等を踏まえ、遡及期間を「5営業日」から「3営業日」に短縮し、「3営業日まで遡及して実取引データを収集する」とことといたします。</p>

第2回市中協議 意見照会事項	寄せられた主なご意見の概要	当運営機関の考え方
<p>③「第3層における関連市場のデータの使用方法」について</p> <p>✓ 第3層における①NCD取引（銀行間以外）、大口定期預金取引の取引データ、②短期国債市場、GCレポ市場、OIS市場の取引データの利用方法について</p>	<p>○NCD取引（銀行間以外）や大口定期預金取引の実取引データについては、実取引データを直接参照する案ではなく、前営業日比の変化幅を利用する案に賛成のご意見が多く寄せられました。</p> <p>○短期国債市場、GCレポ市場、OIS市場その他関連市場の取引データについては、全く取引データを利用しない案ではなく、前営業日の気配値からの変化幅を利用する案に賛成のご意見が多く寄せられました。</p>	<p>➤ ご意見等を踏まえ、NCD取引（銀行間以外）や大口定期預金取引の実取引データおよび短期国債市場、GCレポ市場およびOIS市場のデータについては、いずれも前営業日からの変動幅を取引種類毎に計算し、その平均値を前営業日の呈示レートに加減することといたします。</p>
<p>(3)「2か月物、12か月物の公表停止」について</p> <p>・2か月物、12か月物の公表を停止した場合に重大な影響があり得るか、ご意見を伺ったもの。</p>	<p>○2か月物については、公表を停止した場合であっても重大な影響はないというご意見が多く寄せられました。</p> <p>○他方、12か月物については、公表を停止した場合には、他のテナーから線形補間できないなど、一定程度影響があるというご意見をいただきました。</p>	<p>➤ ご意見等を踏まえ、12か月物については、引き続き公表を継続することとしますが、重大な影響がないと考えられる2か月物については、一定期間経過後に公表を停止することといたします。</p>
<p>(4)個別リファレンス・バンクの呈示レートの即時公表停止について</p> <p>・個別リファレンス・バンクの呈示レートの即時公表を停止した場合に重大な影響があり得るか、ご意見を伺ったもの。</p>	<p>○透明性の観点から継続公表が望ましいといのご意見も一部にありましたが、事後的に公表した場合でも重大な影響はないというご意見が多く寄せられました。</p>	<p>➤ ご意見等を踏まえ、一定期間経過後に個別リファレンス・バンクの呈示レートの即時公表を停止し、3か月後に公表する運営に変更させていただきます。</p> <p>➤ なお、個別リファレンス・バンクとの融資等の銀行取引において、当該リファレンス・バンクの呈示レートを参照する銀行取引がある場合には、必要最小限度において、当該リファレンス・バンクから個別に呈示レートの開示を受けることを妨げる趣旨ではありません。</p>

以上